

2007.9.19

JSCA、改正建基法の問題点集約

責務に見合う資格確立を

判定機関との事前相談求める

日本建築構造技術者協会（JSCA）の基準法改正対策委員会、耐震偽装の再発防止策として6月20日に施行された改正建築基準法の問題点をまとめた。建築確認審査が過度に厳格化された上に新制度の周知不足が重なり、実務で混乱が生じていると指摘。こうした現状を打開して審査を円滑化するため、官民が協力して早急に問題解決に当たるよう訴えている。

同委員会は、委員の見・情報を全国から集め、問題を早めためて整理した。

建築確認の手続きについては、▽建築生産の実情に合っていない申請図

書への過剰な要求▽膨大な構造計算書の提出▽審査機関の過剰反応による判断停止などを規制強化の意図と指摘。審査の停滞を防ぐには、審査機関と適合性判定機関が連携し、申請者が適合性判定機関と事前相談できるようにすべきだとしている。

今回、告示で新たな構造計算の規定が追加されたため、81年以降の新耐震基準による建築物でも改正法に適合しない場合は既存不適格として扱われるため、81年以降に竣工した建物については、新たな耐震診断などによる判断を可能にするべきだと提言している。

一連の法改正について

は、「良い建物をつくる」という意識より、どのようになっているかという意識を優先して確認申請と適合性判定を通す計算書を作成する」という意識を助長する懸念があり、構造設計という本来極めて重要な魅力的な仕事は単なる基準合わせの計算業務になる」と懸念を示す。

建築の本質を議論し品質の向上を図ることや、審査能力を高めることなどの重要性を主張している。

法改正で構造設計者の職責と業務量が大幅に増大したにもかかわらず、建築士法の施行が後回しとなっていることも指摘。構造設計者が資格と報酬の裏付けが全くない状態で厳しい業務環境にさら

されているとして、責務に見合う資格と処遇の確立を求めた。

構造の技術基準に関しては、建築物の構造特性係数「Ds」が簡略化のため段階的に決められていることを問題点に挙げ、崩壊メカニズムの取り扱いに関する保有水平耐力計算の見直しを提案した。